

平成31年4月9日

厚生労働大臣
根本 匠 殿

公益社団法人 日本看護協会
会 長 福井 トシ子



看護職員に対する患者・家族等からのハラスメント対策の推進について
(要望)

看護職員は医療の場における患者の人権を尊重し安全で質の高い医療・看護の提供に努めてきましたが、最近患者・家族から看護職員に対するハラスメントが深刻化し、安心して働くうえでの基盤を危うくする事態となっています。

医療の場において患者の人権が尊重されるとともに看護職員をはじめとする医療従事者の人権もまた守られ、将来にわたって安全で質の高い医療・看護の提供が可能となるために、以下の対策に早急に取り組まれるよう要望いたします。

記

1. 改正「労働施策総合推進法」に基づく指針において、患者・家族によるハラスメントから看護職員を守るために事業主（医療機関）が講ずる対策を明確化されたい。さらに、早急に事業主にこうした対策を義務づけられたい。
2. 患者・家族によるハラスメントから看護職員を守るための対策に取り組む事業所（医療機関）を支援されたい。
3. 看護職員を含む医療従事者に対してハラスメントを行ってはならないことについて、国民への啓発を実施されたい。
4. 「看護師等の人材確保の促進に関する法律」を改正し、国、自治体、事業主等が患者・家族等から看護職員へのハラスメント対策に取り組むことを明記されたい。

以上